

第**75**期

# 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2020年2月19日(水曜日) 午前10時  
(午前9時受付開始予定)

## 場所

大阪市北区大深町3番1号  
グランフロント大阪  
ナレッジキャピタル  
コンプレクションセンター  
(北館 地下2階)

## 議案

### <会社提案>

- | 第1号議案 剰余金の処分の件
- | 第2号議案 定款一部変更の件
- | 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
10名選任の件
- | 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- | 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額設定の件
- | 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- | 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外  
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の  
付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

### <株主提案>

- | 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
1名選任の件

象印マホービン株式会社

証券コード：7965

# 株主の皆様へ



代表取締役社長 **市川 典男**

## ■目次

第75期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
添付書類	
事業報告	37
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57
ご参考（トピックス）	61

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第75期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、当社グループの事業の概況をご報告させていただきます。

当社グループは、さらなる企業価値向上を目指し、2019年11月期より新経営方針『BRAND INNOVATION（ブランド革新）』を制定いたしました。また、経営方針を実現するための具体的な実行計画として中期3ヵ年計画『ADAPT』を策定し、象印ブランドを家庭用品ブランドとしてさらに深化させるとともに、「食」と「暮らし」のソリューションブランドへと進化させるため、諸施策に取り組んでおります。

今後とも、象印ブランドの革新を目指し、当社グループ一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

企業理念

## 暮らしを創る

私たちは創業以来、多くのみなさまに共感していただける、快適で便利な暮らしの品々をお届けすることを使命として企業活動を展開してまいりました。時代の流れと共に、人々のライフスタイルの多様化や、企業を取り巻く環境変化に柔軟に対応してまいりましたが、象印マホービングループの経営の根底にある、不変的な価値観を表した「暮らしを創る」という企業理念は、これからも変わることはありません。

経営方針

## BRAND INNOVATION (ブランド革新)

～家庭用品ブランドの深化と、  
「食」と「暮らし」のソリューションブランドへの進化～

環境が大きく変化する中で、人々の暮らしも変化・多様化しています。このような変化の激しい時代において、当社の強みである家庭用品としての象印ブランドをさらに深化させることに加えて、「食」や「暮らし」に関する不満や課題を、商品やサービスを通じて解決できる企業となることが、今後のさらなる成長のために必要であると考え、ブランドの革新を図ってまいります。

証券コード 7965  
2020年1月29日

株 主 各 位

大阪市北区天満1丁目20番5号  
**象印マホービン株式会社**  
代表取締役社長 市川典男

## 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2020年2月18日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1日 時</b>	2020年2月19日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）
<b>2場 所</b>	大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
<b>3 目的事項 報告事項</b>	1 第75期（2018年11月21日から2019年11月20日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第75期（2018年11月21日から2019年11月20日まで）計算書類の内容報告の件
<b>決議事項</b>	
<b>&lt;会社提案&gt;</b>	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
<b>&lt;株主提案&gt;</b>	
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- **開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始は午前9時を予定しております。**
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zojirushi.co.jp/corp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zojirushi.co.jp/corp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合

[株主総会日時]

2020年2月19日(水曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。



## 株主総会にご出席いただけない場合

[書面による議決権行使]

**行使期限** 2020年2月18日(火曜日)  
午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、ご返送ください。



[インターネットによる議決権行使]

**行使期限** 2020年2月18日(火曜日)  
午後5時受付分まで

当社指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 **見本**

会社提案議案		原案に対する賛否	
議案第1号	賛	否	
議案第2号	賛	否	
議案第3号	賛	否	を除外
議案第4号	賛	否	
議案第5号	賛	否	を除外
議案第6号	賛	否	
議案第7号	賛	否	
株主提案議案		原案に対する賛否	
議案第8号	賛	否	

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

**見本** ログイン用QRコード

### 第1・2・5・6・7号議案(会社提案)

- ▶ 賛成の場合⇒【賛】の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒【否】の欄に○印

### 第3・4号議案(会社提案)

- ▶ 全員賛成の場合⇒【賛】の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒【否】の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合⇒【賛】の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第8号議案(株主提案)

- ▶ 株主提案に反対の場合⇒【否】の欄に○印
  - ▶ 株主提案に賛成の場合⇒【賛】の欄に○印
- 当社取締役会は、株主提案に反対しております。

## 議決権を複数回行使された場合のお取り扱い

郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン、携帯電話等から**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)に**アクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年2月18日(火曜日) 午後5時受付分まで

### QRコードを読み取る方法



#### スマートフォン

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**になりました。



同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は  
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

2回目以降のログインの際は…

次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

### 議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部  
(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)  
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

次ページに、ログインID・仮パスワードを入力する方法をご案内しております。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法



### パソコン、スマートフォン

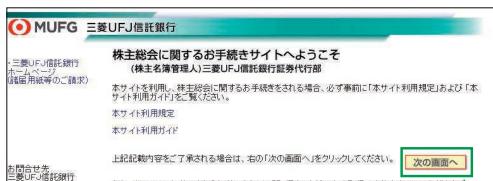
議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

#### ① 議決権行使サイトへアクセス

#### ② 「次の画面へ」をクリック

#### ③ 「次の画面へ」をクリック (下記ご参照ください)



「次の画面へ」をクリック

#### ④ お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

入力して「ログイン」をクリック

#### ⑤ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ■ ご注意事項

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ システムメンテナンスのため、サービスを利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットによる議決権の行使は、2020年2月18日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

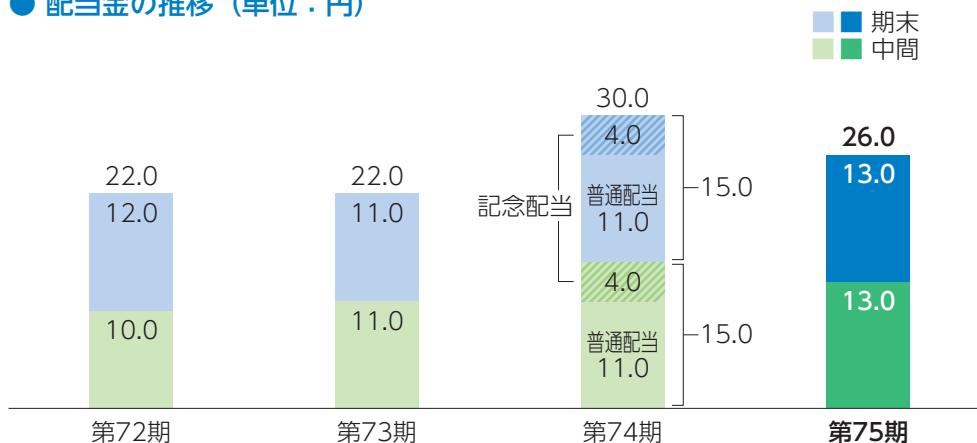
剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化ならびに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき13円といたしたいと存じます。

なお、1株につき13円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当は1株につき26円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき13円 総額878,840,872円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年2月20日

● 配当金の推移 (単位:円)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1)当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、あわせて定款上においても、執行役員の位置付けを明確化するとともに、業務執行の最高責任者である社長及びその他の役位について、執行役員としての役位であることを明確にし、これに関連する規定の変更、削除等、所要の変更を行うものであります。

(2)事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条の変更を行うほか、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記事業を営むをもって目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(6) (条文省略)	(1)～(6) (現行どおり)
(7) <u>上・下水道管・同附属品の製造、販売</u>	(7) <u>産業機械器具およびその部品の製造、販売</u>
(8)～(11) (条文省略)	(8)～(11) (現行どおり)
(12) <u>レトルト食品、冷凍調理食品、清涼飲料水の製造、販売</u>	(12) <u>食品の製造、加工ならびに販売</u>
(13) 上記各号の製品の輸出入業	(13) 上記各号の製品の <u>賃貸借</u> 、輸出入
(14)～(16) (条文省略)	(14)～(16) (現行どおり)
(17) <u>カルチャーセンター</u> の経営	(17) <u>飲食店、料理教室</u> の経営
(18)～(20) (条文省略)	(18)～(20) (現行どおり)
(21) <u>カタログによる通信販売</u>	(21) <u>インターネットを利用した通信販売</u>
(22) (条文省略)	(22) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集しその議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、<u>取締役会決議で定める取締役</u>がこれを招集しその議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役および相談役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議により取締役相談役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役社長は、取締役会の決議によって代表取締役に選定され、会社の業務を統括する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および取締役会長等)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名をおくことができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、<u>取締役および監査役全員の同意をあらかじめ得た</u>場合は、これを省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議</u>で定める取締役が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、<u>取締役全員の同意をあらかじめ得た</u>場合は、これを省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、<u>議決に加わることができる</u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第29条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、監査等委員全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="340 163 560 193">第6章 計 算</p> <p data-bbox="158 231 508 261">第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="405 323 497 353">(新 設)</p>	<p data-bbox="940 163 1161 193">第6章 計 算</p> <p data-bbox="763 231 1120 261">第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1000 323 1102 353">附 則</p> <p data-bbox="778 393 1182 423">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="763 429 1345 595">① 当社は、取締役会の決議をもって、第75期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p data-bbox="763 601 1345 768">② 第75期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	いちかわのりお 市川典男	代表取締役社長	14回／14回（100%）
2	再任	まつもとたつのり 松本龍範	取締役	14回／14回（100%）
3	再任	みやこしよしひこ 宮越芳彦	取締役	14回／14回（100%）
4	再任	さなだおさむ 真田修	取締役	14回／14回（100%）
5	再任	そうだえいじ 造田英治	取締役	10回／10回（100%）
6	新任	うわまさお 宇和政男	執行役員	—
7	再任	じきょうひろあき 治京宏明	取締役	14回／14回（100%）
8	再任 社外 独立役員	たかぎしなおき 高岸直樹	社外取締役	14回／14回（100%）
9	再任 社外 独立役員	いずみひろみ 伊住弘美	社外取締役	13回／14回（92.8%）
10	新任 社外 独立役員	とりいしんご 鳥井信吾	—	—

（注）造田英治氏の取締役会の出席回数及び出席率は、2019年2月19日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 1 いち かわ のり お  
**市川典男**  
 (1958年5月10日生)

[所有する当社株式の数]  
 8,386,839株

再 任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
 1997年2月 当社商品第一開発部長  
 1998年2月 当社取締役商品第一開発部長  
 2001年2月 当社代表取締役社長  
 2010年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長  
 2012年11月 当社代表取締役社長（現在に至る）

#### [重要な兼職の状況]

新象製造廠有限公司 董事長

#### [取締役候補者とした理由]

各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い知識・経験を有しており、これまでの当社代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2 まつ もと たつ のり  
**松本龍範**  
 (1961年1月1日生)

[所有する当社株式の数]  
 18,454株

再 任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
 2007年11月 当社執行役員営業部長  
 2009年11月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業部長  
 2010年2月 当社取締役営業本部副本部長兼営業部長  
 2012年11月 当社取締役国内営業本部長兼営業部長（現在に至る）

#### [重要な兼職の状況]

なし

#### [取締役候補者とした理由]

国内営業部門、企画部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3 <sup>みや</sup>宮 <sup>こし</sup>越 <sup>よし</sup>芳 <sup>ひこ</sup>彦  
(1961年3月3日生)

[所有する当社株式の数]  
15,244株

再 任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2008年11月 当社執行役員国際部副部長  
2009年11月 当社執行役員国際部長  
2011年11月 当社執行役員営業本部副本部長兼国際部長  
2012年2月 当社取締役営業本部副本部長兼国際部長  
2012年11月 当社取締役国際営業本部長兼国際部長  
(現在に至る)

#### [重要な兼職の状況]

ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION Chairman of the Board

#### [取締役候補者とした理由]

海外営業部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験を有するとともに、海外販売子会社での勤務経験も有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4 <sup>さな</sup>真 <sup>だ</sup>田 <sup>おさむ</sup>修  
(1960年6月20日生)

[所有する当社株式の数]  
10,616株

再 任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2012年11月 当社執行役員経理部長  
2014年11月 当社執行役員人事部長兼経理部長  
2016年5月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長兼経理部長  
2017年2月 当社執行役員管理本部長  
2018年2月 当社取締役管理本部長 (現在に至る)

#### [重要な兼職の状況]

なし

#### [取締役候補者とした理由]

管理部門を中心に、経理、人事、経営企画、広報等様々な部門における当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社執行役員及び取締役としての実績も踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5 **造田英治**  
(1968年2月28日生)

〔所有する当社株式の数〕  
9,852株

再任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社  
2016年11月 当社経営企画部長  
2017年11月 当社執行役員経営企画部長  
2018年11月 当社執行役員経営企画部長兼新事業開発室長  
2019年2月 当社取締役経営企画部長兼新事業開発室長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕  
なし

#### 〔取締役候補者とした理由〕

経営企画、システム、財務等様々な部門における当社業務に関する豊富な知識・経験を有するとともに米国販売子会社においてCFOを務めた経験も有しており、これまでの当社執行役員及び取締役としての実績も踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6 **宇和政男**  
(1959年12月9日生)

〔所有する当社株式の数〕  
10,700株

新任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社  
2009年11月 当社経営企画部長  
2010年11月 当社執行役員経営企画部長  
2016年5月 当社執行役員管理本部副本部長兼経営企画部長  
2016年11月 当社執行役員生産開発本部副本部長兼第二事業部長  
2018年11月 当社執行役員生産開発本部副本部長  
2019年11月 当社執行役員生産開発本部長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕  
なし

#### 〔取締役候補者とした理由〕

商品企画部門を中心に生産、開発、経営企画等様々な部門における当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社執行役員としての実績を踏まえ、取締役候補者としております。

候補者番号 じ きょう ひろ あき  
**7 治京宏明**  
(1958年6月19日生)

[所有する当社株式の数]  
39,754株

再 任

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社  
2009年11月 当社執行役員生産開発本部副本部長  
2010年6月 当社執行役員生産開発本部副本部長兼  
第一事業部長  
2010年11月 当社執行役員生産開発本部副本部長  
2011年2月 当社取締役生産開発本部副本部長  
2012年11月 当社取締役生産開発本部長  
2019年11月 当社取締役（現在に至る）  
象印ファクトリー・ジャパン株式会社  
専務取締役  
2020年1月 同社代表取締役社長（現在に至る）

#### [重要な兼職の状況]

象印ファクトリー・ジャパン株式会社 代表取締役社長

#### [取締役候補者とした理由]

生産、開発、企画部門を中心に幅広い当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 たか ぎし なお き  
**8 高岸直樹**  
(1964年12月9日生)

[所有する当社株式の数]  
13,894株

再 任

社 外

独立役員

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月 税理士高岸俊二事務所（現税理士高岸俊二・直樹事務所）入所（現在に至る）  
1998年2月 税理士登録  
2005年2月 当社監査役  
2007年4月 日本大学通信教育部非常勤講師（商事法担当）  
2008年4月 大東文化大学法学部非常勤講師（商事法担当）  
2011年4月 高崎経済大学地域政策学部非常勤講師（商事法担当）  
2014年4月 東京理科大学経営学部非常勤講師（商事法担当）（現在に至る）  
2015年2月 当社社外取締役（現在に至る）  
2016年4月 二松學舎大学国際政治経済学部准教授（商事法担当）（現在に至る）

#### [重要な兼職の状況]

税理士（税理士高岸俊二・直樹事務所）  
二松學舎大学国際政治経済学部 准教授

#### [社外取締役候補者とした理由]

税理士としての専門知識・経験に加え、大学准教授及び講師として会社法に関する学識も有しており、幅広い経験と識見に基づき、客観的、中立的な立場から経営に対する監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 **9** **伊 住 弘 美**  
(1958年10月2日生)

〔所有する当社株式の数〕  
3,269株

再 任  
社 外  
独立役員

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年4月 株式会社ミリエーム代表取締役会長  
2004年1月 NPO法人「和の学校」理事長（現在に至る）  
2013年4月 一般財団法人 今日庵評議員（現在に至る）  
2016年2月 当社社外取締役（現在に至る）  
2017年4月 株式会社ミリエーム取締役会長（現在に至る）

#### 〔重要な兼職の状況〕

株式会社ミリエーム 取締役会長  
NPO法人「和の学校」理事長

#### 〔社外取締役候補者とした理由〕

国内外の人々や子供たちに対して日本の伝統文化・伝統産業の情報発信・普及などを行う会社・法人の経営を通じた幅広い経験を有しております。客観的、中立的な立場から多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 **10** **鳥 井 信 吾**  
(1953年1月18日生)

〔所有する当社株式の数〕  
一株

新 任  
社 外  
独立役員

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 伊藤忠商事株式会社入社  
1983年6月 サントリー株式会社〔現サントリーホールディングス株式会社〕入社  
1992年3月 同社取締役  
1999年3月 同社常務取締役  
2001年3月 同社代表取締役専務  
2003年3月 同社代表取締役副社長  
2009年2月 サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長  
2014年5月 ビームサントリー社取締役（現在に至る）  
2014年10月 サントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長（現在に至る）  
2015年6月 ロート製薬株式会社社外取締役（現在に至る）

#### 〔重要な兼職の状況〕

サントリーホールディングス株式会社 代表取締役副会長  
ビームサントリー社 取締役  
ロート製薬株式会社 社外取締役  
大阪商工会議所 副会頭  
公益財団法人サントリー芸術財団 代表理事  
公益財団法人サントリー文化財団 理事長  
在大阪デンマーク王国名誉領事館 名誉領事

#### 〔社外取締役候補者とした理由〕

企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見、国際的な視野を有し、他社の社外取締役も務めております。当社の企業価値向上のために、グローバルな視点での経営への関与や、客観的、中立的な立場からの経営に対する監督を行っていただくため、社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2019年11月20日現在のものであります。この株式数には、象印マホービン役員持株会における本人の持分を含めております。
  3. 高岸直樹氏、伊住弘美氏及び鳥井信吾氏は、社外取締役候補者であります。なお、高岸直樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年、伊住弘美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  4. 高岸直樹氏及び伊住弘美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、鳥井信吾氏の選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、各氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社が定める独立性判断基準（27ページをご参照ください。）を満たしております。
  5. 当社は、高岸直樹氏及び伊住弘美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同契約を継続する予定であります。また、当社は、鳥井信吾氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります

候補者番号		氏名	当社における現在の地位	取締役会出席回数
1	新任	ひらいよしつぐ 平井義嗣	常勤監査役	14回／14回（100%）
2	社外 独立役員	しおのかなえ 塩野香苗	社外監査役	14回／14回（100%）
3	社外 独立役員	うつのみやひとし 宇都宮一志	社外監査役	10回／10回（100%）

（注）宇都宮一志氏の取締役会の出席回数及び出席率は、2019年2月19日の監査役就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 ひら い よし つぐ  
**1** **平 井 義 嗣**  
(1957年5月8日生)

【所有する当社株式の数】  
1,680株

**新 任**

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
2011年11月 当社福岡支店長  
2015年2月 当社大阪支店長  
2016年11月 当社監査部付部長  
2017年2月 当社監査役（現在に至る）

### 【重要な兼職の状況】

なし

### 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

国内営業部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社常勤監査役としての実績も踏まえ、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号 しお の か なえ  
**2** **塩 野 香 苗**  
(1961年7月24日生)

【所有する当社株式の数】  
353株

**新 任**

**社 外**

**独立役員**

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社太陽神戸銀行〔現株式会社三井住友銀行〕 入行  
1986年8月 アービング銀行〔現ニューヨークメロン銀行〕 大阪支店入行  
1995年3月 塩野隆史法律事務所入所  
1996年1月 池上澄雄税理士事務所入所  
1998年3月 税理士登録  
2000年4月 塩野香苗税理士事務所開設同所長（現在に至る）  
2018年2月 当社社外監査役（現在に至る）

### 【重要な兼職の状況】

税理士（塩野香苗税理士事務所所長）

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

税理士としての専門知識・経験に加え、金融機関での業務経験を有するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

3

うつのみや ひと し  
宇都宮 一 志

(1971年12月8日生)

[所有する当社株式の数]

155株

新任

社外

独立役員

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**1995年4月 日商岩井株式会社 [現双日株式会社]  
入社

2004年10月 弁護士登録 (現在に至る)

2004年10月 清和法律事務所入所

2011年1月 清和法律事務所パートナー弁護士 (現  
在に至る)

2019年2月 当社社外監査役 (現在に至る)

**[重要な兼職の状況]**

弁護士 (清和法律事務所パートナー弁護士)

**[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]**

弁護士としての専門知識・経験に加え、企業の法務部門での業務経験も有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2019年11月20日現在のものです。この株式数には、象印マホービン役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 塩野香苗氏及び宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、塩野香苗氏及び宇都宮一志氏は現在社外監査役であります。塩野香苗氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、宇都宮一志氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 塩野香苗氏及び宇都宮一志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社が定める独立性判断基準 (27ページをご参照ください。) を満たしております。
5. 当社は、塩野香苗氏及び宇都宮一志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

## 【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社は社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
- ④ 当社グループの主要な借入先（※4）又はその業務執行者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に多額（※5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者を含む）
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
- ⑧ 当社の主要株主（※6）又はその業務執行者
- ⑨ 過去3年間において、上記①～⑧までのいずれかに該当していた者
- ⑩ 上記①～⑨までのいずれかに該当する者の配偶者又は2親等内の親族

※1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

※2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、過去3事業年度の平均取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※3. 「当社グループの主要な取引先」とは、過去3事業年度の平均取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※4. 「当社グループの主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している借入先をいう。

※5. 「多額」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の額をいう。

※6. 「主要株主」とは総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年2月19日開催の第73期定時株主総会において年額4億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を移行前と同額の年額4億5,000万円以内、そのうち社外取締役分につきましては、社外取締役の増員や今後の経営体制の強化も考慮して、年額8,000万円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額8,000万円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## 第7号議案

### 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2018年2月19日開催の第73期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後も移行前と同様に、第5号議案でご承認いただく予定の報酬額（年額4億5,000万円以内）とは別枠にて、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。報酬支給の対象は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）とします。現在の対象取締役は8名であるところ、第3号議案が原案通り承認可決されますと、対象取締役は7名となりますが、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、移行前と同額の年額8,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が、本譲渡制限期間の満了前に当社または当社の子会社の取締役または執行役員いずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了または定年、死亡その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役または執行役員にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし当該対象取締役が上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

上記のほか、本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【ご参考】 監査等委員会設置会社移行について

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

### ① 監査等委員会設置会社移行の目的と効果

- (1) 監査・監督機能の強化
- ・委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置
  - ・監査等委員である取締役に取締役会の議決権を付与  
(従来の監査役会設置会社では、監査役に取締役会での議決権はありません。)

監査等委員である取締役は取締役会において議決権を行使(賛否の表明)することで、取締役会に対する監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図ることで、企業価値の向上につなげます。

- (2) 意思決定の迅速化
- ・取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任

業務執行と監督機能の分離を進め、経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ることで、事業環境変化への対応を強化します。

### ② 各議案のポイント (監査等委員会設置会社移行に関連する第2号議案～第7号議案)

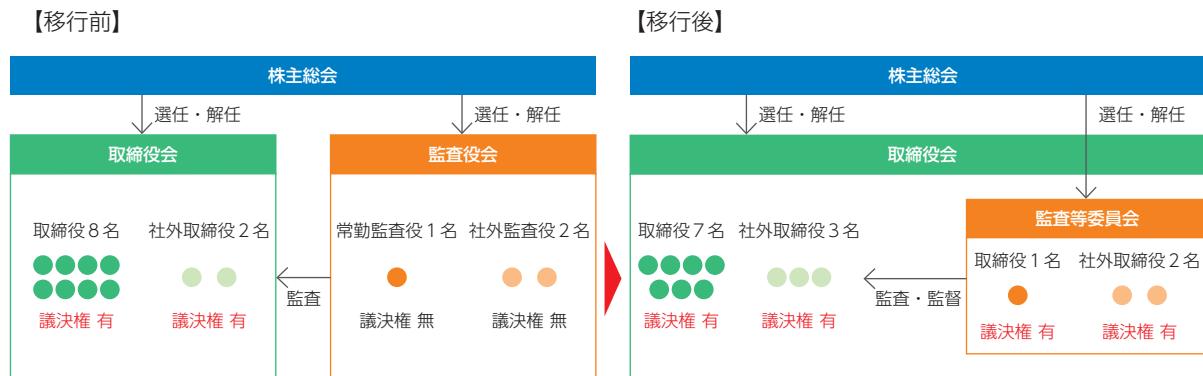
**第2号議案** 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、関連する規定の新設や不要な規定の削除などの変更が必要となります。

**第3号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

- (1) 監査等委員会移行後の体制



## (2)取締役会の構成

監査等委員会設置会社移行後の取締役会においては、社内取締役候補者については当社事業に関する知見に加えて、会社業務に精通し経験豊富で各種の専門知識を有する候補者を選任しております。

また、社外取締役候補者については、グローバルな視点からのガバナンス強化を図る目的で、グローバルな企業での経営経験を有する候補者を新たに加え、弁護士、税理士、学者など財務・会計・法律に関する知見、企業経営に関する識見など、多様な知識・経験・能力を持った候補者を選任しており、取締役会全体として、中期3ヵ年計画『ADAPT』で掲げた事業領域の拡大と経営基盤の強化を図るとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する最適な構成としています。

## 取締役候補者の知識・経験・能力一覧

取締役候補者名	企業経営・ 経営企画	当社事業に 関する知見	国際的経験	営業・ マーケティング	商品企画・ 生産・技術・ 研究開発	ガバナンス・ リスクマネジメント・ 法務	財務・税務・ 会計・金融
市川 典男	○	○	○	○	○		
松本 龍範	○	○		○	○		
宮越 芳彦	○	○	○	○			
真田 修	○	○				○	○
造田 英治	○	○	○			○	○
宇和 政男	○	○		○	○		
治京 宏明	○	○			○		
高岸 直樹	○			○		○	○
伊住 弘美	○			○			
鳥井 信吾	○		○	○	○	○	
平井 義嗣 (監査等委員)		○		○			
塩野 香苗 (監査等委員)	○						○
宇都宮 一志 (監査等委員)						○	

※上記一覧は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

監査等委員会設置会社に移行するにあたり、現在ご承認いただいております報酬額等について、以下を予定しています。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、移行前と同額とし、社外取締役分については増員及び今後の経営体制強化を考慮し変更いたします。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬額は、その職務と責任を考慮し設定いたします。
- ・ 譲渡制限付株式報酬については、業務執行取締役を対象に移行前と同額の報酬総額を設定いたします。

## ＜株主提案＞

第8号議案は、株主1名からのご提案によるものであります。

以下は、提案株主から提出された議案の要領及び提案理由等を原文どおり記載してあります。

### 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

#### 1. 議案の要領

長野聡氏を貴社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に選任する。

なお、長野聡氏より、貴社取締役就任の内諾を得ております。

#### 2. 提案理由

貴社は、2018年11月期まで、3期連続で減収、2期連続で減益決算となっているうえ、今期（2019年11月期）においても前年同期比減収減益を予想されています。また、貴社の直前期における株主資本利益率（ROE）及び総資産利益率（ROA）はそれぞれ6.5%、4.8%と、東京証券取引所第一部上場企業の平均（製造業平均、9.14%及び6.04%（2018年））を下回っており、資本及び資産の回転効率は低位にあります。こうした事実から明かなように、貴社の株主その他のステークホルダーの皆様の利益に資する経営が行われておりません。

国内市場の縮小が不可避である現状を考えると、中国・東南アジア・北米を中心とした海外事業の拡大を成長戦略の中心に据えることが貴社グループの企業価値を中長期的に向上させるために必要不可欠です。

また、貴社におかれましては、近時、最大28万人に上る貴社の顧客情報が外部に流出していたという企業価値を毀損する深刻な問題が発生しており、早期のガバナンス強化が必要な状況にあります。

このような現状を早期に打開するためには、貴社の対外的な信用の確保が急務であり、グローバルな視点を有する事業経営力と専門的知見を有する人材を起用して、外部的な視点を取り入れた経営改革の端緒とすることが極めて有益です。

本件議案にて提案する長野聡氏は、取締役等として直接会社の経営に関与した経験こそありませんが、日本銀行ロンドン事務所次長などとして海外での豊富な業務経験を有し、日本銀行大阪支店副支店長も務めるなど、マクロ経済的な観点からの事業の分析に長けており、加えて、長野聡氏が貴社の本拠である大阪の出身であり、長らく地方創生の活動に従事していることから貴社のアイデンティティを構成する大阪に根ざした伝統企業の在り方の側面からの助言も期待できます。さらに、長野聡氏は、情報法を専門分野のひとつとする弁護士であるとともに、他社における社外取締役の経験も有しているため、それらを活かし、中立的な立場から貴社の経営活動に対する助言を行うことができるだけでなく、近時の情報漏洩問題

の信用回復に不可欠なガバナンスの強化を図るための豊富な専門的知識と経験を有しています。このように、長野聡氏は、貴社の企業価値の更なる向上を図るうえで最適な人材であることから、貴社の社外取締役役に選任することを提案するものであります。

### 3. 候補者の氏名、略歴等

なが の さとし  
**長 野 聡**  
(1962年9月2日生)

[所有する貴社株式数]  
0 株

#### 略歴

1986年 4月	日本銀行入社	2007年 7月	日本銀行 総務人事局 人事制度担当 (課長)
1989年 1月	大蔵省出向	2009年 5月	日本銀行 北九州支店長
1991年 9月	フランス政府給費留学、パリ第二大学 聴講、フランス銀行研修	2011年 7月	日本銀行 大阪支店副支店長
1998年 5月	日本銀行 考査局調査役	2014年 6月	日本銀行 審議役 (地域金融担当)
2001年 5月	日本銀行 信用機構室調査役	2017年 8月	日本銀行金融研究所 シニアリサーチ フェロー
2004年 1月	日本銀行 ロンドン事務所次長	2018年 3月	弁護士 (瓜生・糸賀法律事務所) (現 任)
2006年 4月	日本銀行 システム情報局・日銀ネッ ト開発担当 (課長)	2019年 5月	株式会社エスケイジャパン 社外取締 役 (現任)

- (注) 1. 取締役候補者と貴社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者は、現在貴社の取締役ではありません。

### 4. 当社取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

### 5. 反対の理由

当社は、本定時株主総会でご承認いただけることを条件として監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。あわせて、業務執行と監督機能の分離を進め、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図るため、執行役員制度につ

いても見直しを行う予定です。

また、これを機に、当社取締役会は、監査等委員会設置会社へ移行後の新たな取締役会に求められるスキルセットの見直しを行うとともに、これを踏まえて、企業経営者によるグローバルな視点からのコーポレート・ガバナンスの強化を図る目的で、今回新たに、鳥井信吾氏を社外取締役候補者として提案しております。(鳥井信吾氏の略歴等は第3号議案をご参照ください。)

提案株主から推薦された候補者につきましても、当社の社外取締役2名を含む複数名の取締役と面談したうえで、候補者の資質・実績・専門性等の観点から取締役会で検討・審議を行いましたが、以下の理由により、当該候補者を選任する必要はないと判断いたしました。

- ①当社の提案する新取締役会の体制（以下「新取締役会体制案」といいます。）は下記表のとおりであり、高い監督機能を有しているとともに、ダイバーシティも強化されていること。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）	10名	うち独立社外取締役3名 うち女性取締役1名
監査等委員である取締役	3名	うち独立社外取締役2名 うち女性取締役1名
合計	13名	うち独立社外取締役5名 うち女性取締役2名 (独立社外取締役比率38%、女性取締役比率15%)

- ②当社は、新取締役会体制案の検討にあたって、当社の取締役会に求められるスキルセットを総合的に考慮しており、その結果決定した新取締役会体制案は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する必要かつ十分な体制であること（当該スキルセットに即した新取締役会体制案に係るスキルマトリックスは、32ページの取締役候補者の知識・経験・能力一覧をご参照ください。）

- ③当社の事業内容や企業規模を鑑みた取締役会の適正規模の観点からも、合計13名という新取締役会体制案は適切であること

以上から、当社取締役会としては、新取締役会体制案が企業価値ひいては株主共同利益の向上の観点から最も適切かつ十分な体制であると確信しており、本株主提案による候補者1名の社外取締役としての選任はかかる観点から最適な選択ではないと判断しているため、本議案に反対いたします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境は改善傾向となり、設備投資の増加や個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど緩やかな回復傾向となりました。しかしながら、中国経済の減速や米中貿易摩擦の激化が懸念されるなど世界経済の不確実性もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の中で、当社グループは、中期3ヵ年計画『ADAPT』を制定し、象印ブランドを現状の家庭用品ブランドから「食」と「暮らし」のソリューションブランドへ進化させるため、「領域の水平的拡大」、「領域の垂直的拡大」、「経営基盤の強化」に取り組んでまいりました。

まず、共働き・子育て世代をターゲットとした機能性と使いやすさ、シンプルなデザイン性を兼ね備えた新しい家電シリーズ『STAN.』4製品を発売し、PRのための期間限定コンセプトショップの開設やSNSを活用した情報発信を強化するなど、新製品の認知度向上を図りました。海外では、タイの大型ショッピングモール内に自社ショップを新たに2か所オープンするなど、さらなるブランドの向上と販売拡大のための取り組みを展開いたしました。さらに、ヨーロッパで開催された世界最大級の消費財見本市に出展し、新規市場の開拓や新規販売チャネルの獲得に向けた取り組みを推進するなど、既存の事業領域の拡大に向けた施策を展開いたしました。

また、新規商品や新規事業のアイデアを全グループ社員から広く募集するとともに、新規事業を検討する専門部署を設置し、幅広い情報収集と企画の立案を行うなど、新しい事業領域の創出に向けた体制強化に取り組まれました。

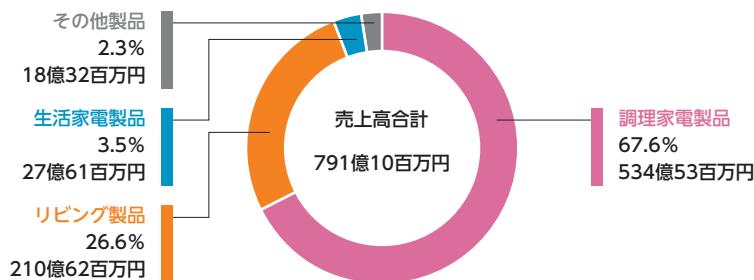
加えて、経営基盤の強化として、対象商品のご愛用者登録をしていただいた方を対象に各種イベントへのご招待やさまざまなサービスをご提供する「ZOJIRUSHIオーナーサービス」を開始し、お客様とのコミュニケーション強化を図りました。また、ステンレスボトルを通じて、プラスチックごみ削減や省エネなど環境問題の解決を図るため大阪府との間に連携協定を締結するなど、CSR活動を推進いたしました。

その他、国内では前期に発売した最高級炊飯ジャー『炎舞炊き』シリーズの小容量タイプなど新製品の投入、海外では新製品発表会や店頭キャンペーンの実施など、国内外で販売促進活動を積極的に展開いたしました。

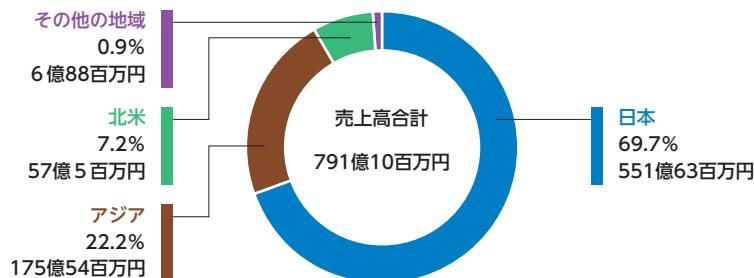
その結果、当連結会計年度の売上高は、国内では第3四半期に新製品を投入したこともあり炊飯ジャーの売上が増加したものの、ステンレスマホービンなどが前年実績を下回り、海外においても景気が減速傾向となっている中国をはじめとして全般的に売上が減少したことが影響し、791億10百万円と前連結会計年度比6.5%減となりました。利益につきましては、原価の低減や販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、海外売上高が大幅に減少したことに加え、国内外でステンレスマホービンが低調に推移したことによる利益の減少により、営業利益は54億44百万円と前連結会計年度比12.9%減となりました。経常利益は58億78百万円と前連結会計年度比11.0%減となり、親会社株主に帰属する当期純利益は40億82百万円と前連結会計年度比8.0%減となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
<b>791億10</b> 百万円 (前連結会計年度比 6.5%減)	<b>54億44</b> 百万円 (前連結会計年度比 12.9%減)	<b>58億78</b> 百万円 (前連結会計年度比 11.0%減)	<b>40億82</b> 百万円 (前連結会計年度比 8.0%減)

### 製品区分別売上高



### 地域別売上高



次に製品区分別の状況についてご報告申し上げます。

## 調理家電製品

### 主要な事業内容

炊飯ジャー、電気ポット、電気調理器具、他

国内においては、炊飯ジャーは圧力IH炊飯ジャーが第3四半期に『炎舞炊き』シリーズの小容量タイプを含む新製品を新規投入し、販売拡大に注力したこともあり好調に推移したことに加えて、機能性と使いやすさ、シンプルなデザイン性を兼ね備えた『STAN.』シリーズのIH炊飯ジャーの売上への寄与もあり、炊飯ジャー全体として売上が大きく増加いたしました。電気ポットは市場の縮小傾向もあり低調に推移いたしました。電気調理器具では、オーブントースターの売上が伸長したものの、ホットプレートやコーヒーメーカーが前年実績を下回り、電気調理器具全体としては売上が減少いたしました。

海外においては、炊飯ジャーは台湾市場では前年実績を上回ったものの、中国市場ではマイコン炊飯ジャーを中心に低調に推移し、その他の市場でも全般的に売上が減少いたしました。電気ポットは中国などで前年実績を下回りました。

その結果、調理家電製品の売上高は534億53百万円と前連結会計年度比0.2%減となりました。

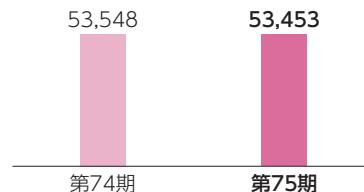


圧力IH炊飯ジャー  
(NW-KB型)



オーブントースター  
(EQ-JA型)

### ● 売上高 (百万円)



## リビング製品

### 主要な事業内容

ガラスマホービン、ステンレスマホービン、断熱製品、他

国内においては、ステンレスマグは新製品を投入したものの、市場全体の出荷数量減少もあり低調に推移し、飲み方を2通りから選べる2WAYボトルも売上が減少いたしました。また、保冷専用のステンレスクールボトルも積極的な販売促進活動を展開したものの、需要期である夏場の天候不順などが影響し、前年実績を下回りました。

海外においては、中国市場ではステンレスマグやステンレスフードジャーが低調に推移いたしました。また、その他の市場でもステンレスマグを中心に売上が減少いたしました。

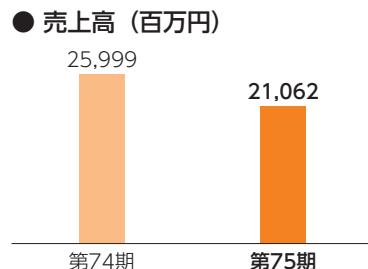
その結果、リビング製品の売上高は210億62百万円と前連結会計年度比19.0%減となりました。



ステンレスマグ  
(SM-SE型)



ステンレスクールボトル  
(SD-FA型)



## 生活家電製品

### 主要な事業内容

空気清浄機、加湿器、食器乾燥器、ふとん乾燥機、他

国内においては、加湿器は新製品の投入効果により好調に推移したものの、ふとん乾燥機の売上が大きく減少いたしました。海外においては、台湾市場でふとん乾燥機や衣類乾燥除湿器が前年実績を下回りました。

その結果、生活家電製品の売上高は27億61百万円と前連結会計年度比9.5%減となりました。

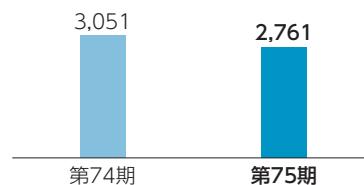


加湿器 (EE-DA型)



ふとん乾燥機 (RF-EA型)

### ● 売上高 (百万円)



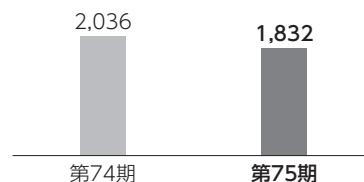
## その他製品

### 主要な事業内容

産業機器、玄米保冷庫、他

その他製品の売上高は18億32百万円と前連結会計年度比10.0%減となりました。

### ● 売上高 (百万円)



## (2) 対処すべき課題

2019年11月期は、中期3ヵ年計画『ADAPT』のスタートの年と位置付けておりましたため、「領域の水平的拡大」、「領域の垂直的拡大」、「経営基盤の強化」のすべての課題に着手し、企画の立案・計画化を行った1年になりました。具体的には、国内において新しいコンセプトの家電シリーズの発売、海外においても新規市場の開拓や新規販売チャネルの獲得に向けた取り組みを推進するなど、既存の事業領域の拡大に向けた施策を展開いたしました。また、新しい事業領域の創出に向けた体制の強化とともに経営基盤の強化としてお客様とのコミュニケーション強化やCSR活動を推進いたしました。

しかしながら、海外において、米中貿易摩擦の影響による中国市場の減速、民主化デモの影響による香港市場の停滞、日本製品不買運動による韓国市場の縮小など、複数の国・地域で販売活動に対する悪条件が発生したことも影響し、前年と比べて売上・利益ともに減少する結果となりました。

2020年11月期は、『ADAPT』の実行の年と位置付けております。2019年11月期で立案、計画化した内容を着実に実行し、成果に結びつけていく所存です。並行して近年停滞している業績を回復させるべく、販売の強化に取り組む予定です。一例として、当社の主力商品であり、海外での販売比率が高いステンレスボトルを、商品企画から開発、製造、広告宣伝、販売まで全社一貫した戦略に基づいて再活性化を行い、売上の伸長に努めてまいります。また、従業員のライフスタイルを重視し、かつ業務の見直しを行うことにより、生産性の向上と従業員満足の両立を目指す働き方改革にも取り組んでまいります。

なお、2019年12月に当社グループ会社（象印ユーザーサービス株式会社）が運営する部品・消耗品販売サイト「象印でショッピング」におきまして、第三者による不正アクセスを受け、システムの一部の脆弱性により、「象印でショッピング」にてご購入をされていたお客様の個人情報が流出いたしました。

また、流出したメールアドレスに不審なメールの送信が行われ、メール内に記載された偽装サイトへアクセスし、クレジットカード情報を入力された一部のお客様のクレジットカード情報が不正に盗取されました。

今回の事態を厳粛に受け止め、他の個人情報を保持するシステムの脆弱性を調査するとともに、第三者調査機関の調査結果を踏まえて、システムのセキュリティ対策及び監視体制並びにリスクマネジメント体制の強化を行い、再発防止を図ってまいります。

### 【ご参考】

#### 中期3ヵ年計画『ADAPT』の概要（2019年11月期～2021年11月期）

中期3ヵ年計画『ADAPT』では、象印ブランドを現状の家庭用品ブランドから、「食」や「暮らし」に関する不満や課題を、商品やサービスを通じて解決できるソリューションブランドへ進化していくために、「領域の水平的拡大」と「領域の垂直的拡大」、「経営基盤の強化」に取り組んでまいります。

#### 1. 領域の水平的拡大

既存商品による新市場や新チャネルの開拓や、既存市場や既存チャネルを深堀するために既存商品のラインアップ拡大を行います。

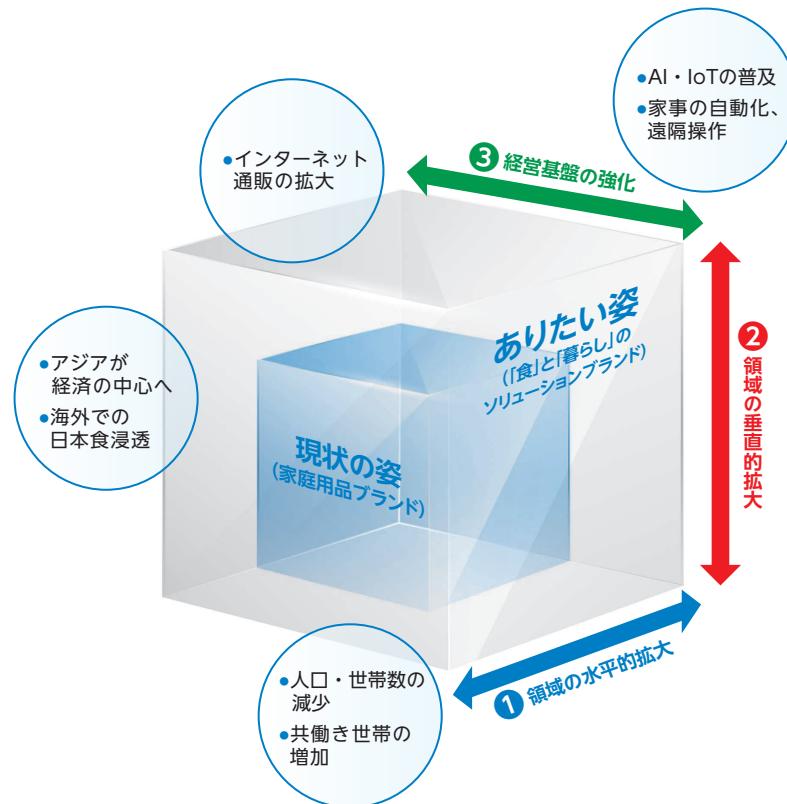
## 2. 領域の垂直的拡大

「食」や「暮らし」に関する不満や課題を解決するため、新規商品の投入と新規事業の創出を行います。また、これらを推進するために、多様なアイデアを商品開発に活かす体制の構築や新規事業創出のための部署を設置し、事業化に向けた検討・推進を行ってまいります。

## 3. 経営基盤の強化

領域の水平的・垂直的拡大と合わせて、経営基盤の強化にも取り組んでまいります。

具体的には、領域の水平的・垂直的拡大を実現するための開発効率の向上、生産効率向上によるステinless製品の供給体制の強化、その他、人材、組織・体制の強化、CSR活動の推進にも取り組んでまいります。

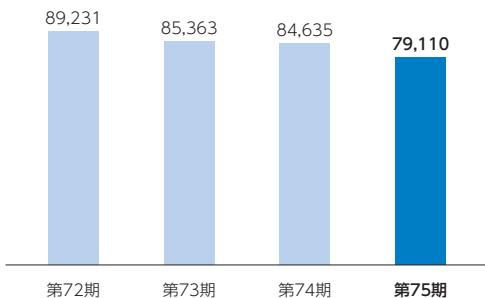


## (3) 財産及び損益の状況

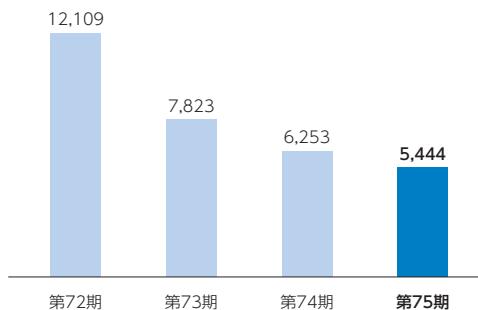
区 分	第 72 期 2016年度	第 73 期 2017年度	第 74 期 2018年度	第 75 期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	89,231	85,363	84,635	<b>79,110</b>
営業利益(百万円)	12,109	7,823	6,253	<b>5,444</b>
経常利益(百万円)	11,822	8,493	6,606	<b>5,878</b>
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	7,299	5,338	4,434	<b>4,082</b>
1株当たり当期純利益(円)	108.03	79.00	65.62	<b>60.39</b>
1株当たり純資産(円)	894.49	989.11	1,022.37	<b>1,040.63</b>
総資産(百万円)	88,022	92,928	91,647	<b>91,507</b>
純資産(百万円)	61,144	67,672	69,746	<b>71,018</b>

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数を基に、1株当たり純資産は期末発行済株式総数を基に算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第74期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

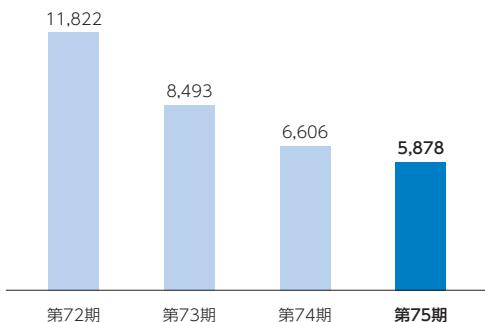
● 売上高 (百万円)



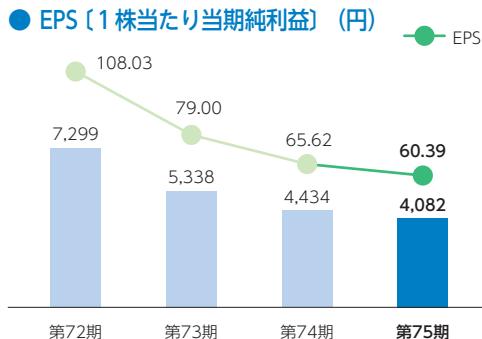
● 営業利益 (百万円)



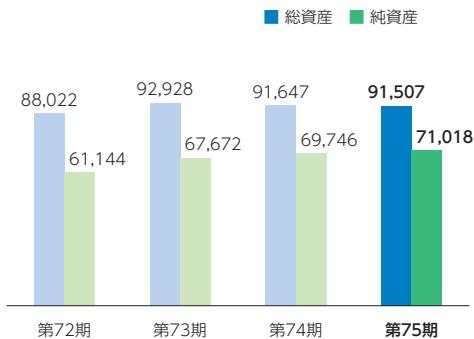
● 経常利益 (百万円)



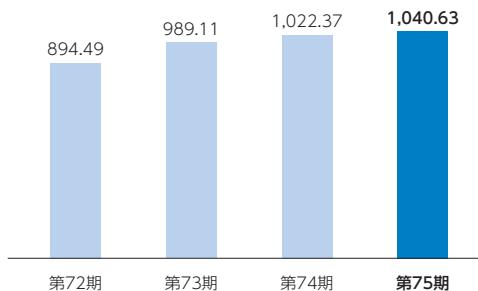
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



● 総資産・純資産 (百万円)



● BPS〔1株当たり純資産〕(円)



**(4) 重要な子会社の状況** (2019年11月20日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
象印フレスコ株式会社	百万円 10	% 100.0	当社製品の販売
象印特販株式会社	10	100.0	当社製品の販売
象印ラコルト株式会社	50	100.0	玄米保冷庫の販売
ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION	千米ドル 3,000	100.0	当社製品の販売
台象股份有限公司	千NTドル 200,000	100.0	当社製品の販売
上海象印家用电器有限公司	千人民元 14,208	100.0 (75.0)	当社製品の販売
ZOJIRUSHI SE ASIA CORPORATION LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	当社製品の販売
象印ファクトリー・ジャパン株式会社	百万円 80	100.0	当社製品の製造
新象製造廠有限公司	千香港ドル 15,000	51.0	当社製品の製造
象印ユーザーサービス株式会社	百万円 30	100.0	当社製品の配送 当社製品の修理及びリサイクル

- (注) 1. 出資比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する出資比率を表示しております。  
 2. 連結子会社は上記に記載の10社であり、持分法適用会社は1社であります。  
 3. 2019年5月7日開催の取締役会において、象印ラコルト株式会社の事業撤退を決議いたしました。事業撤退予定日は2020年1月末日であります。

**(5) 主要な営業所及び工場** (2019年11月20日現在)**①当社**

本 社：大阪市北区天満1丁目20番5号

支 社：東京支社(東京都港区)

支 店：札幌支店(札幌市)、仙台支店(仙台市)、新潟支店(新潟市)、関東支店(春日部市)、名古屋支店(名古屋市)、大阪支店(大阪市)、広島支店(広島市)、四国支店(高松市)、福岡支店(福岡市)

営業所：静岡営業所(静岡市)、北陸営業所(金沢市)、長野営業所(松本市)、岡山営業所(岡山市)、鹿児島営業所(鹿児島市)、沖縄営業所(那覇市)

工 場：大阪工場(大東市)

## ②子会社

国 内：象印フレスコ株式会社(大阪府)、象印特販株式会社(東京都)、象印ラコルト株式会社(大阪府)、象印ファクトリー・ジャパン株式会社(大阪府)、象印ユーサービス株式会社(大阪府)

海 外：ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION(米国)、台象股份有限公司(台湾)、上海象印家用电器有限公司(中国)、ZOJIRUSHI SE ASIA CORPORATION LTD.(タイ)、新象製造廠有限公司(中国)

## (6) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産設備の増強・合理化及び情報処理システムの強化を中心に総額13億58百万円の設備投資を実施いたしました。主なものとして、当社において金型に6億47百万円の設備投資を実施いたしました。

## (7) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (8) 従業員の状況 (2019年11月20日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,357名 (1,331名)	19名減 (26名増)

- (注) 1. 上記従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除いた就業人員であります。  
2. 従業員数欄の( )内は、臨時従業員(契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含みます)の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先 (2019年11月20日現在)

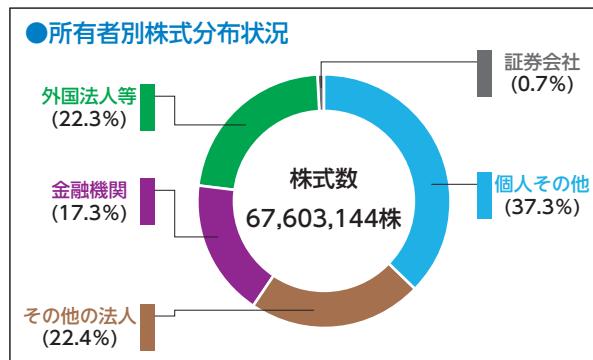
借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,500

## 2 会社の株式に関する事項（2019年11月20日現在）

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株

(2) 発行済株式総数 67,603,144株  
(自己株式4,996,856株を除く)

(3) 株 主 数 5,450名



### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
CLEARSTREAM BANKING S.A	9,160千株	13.54%
市 川 典 男	8,386	12.40
和 幸 株 式 会 社	3,957	5.85
宝 英 商 事 有 限 会 社	2,970	4.39
象 印 共 栄 持 株 会	2,509	3.71
公 益 財 団 法 人 市 川 国 際 奨 学 財 団	1,650	2.44
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,552	2.29
市 川 尚 孝	1,309	1.93
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,257	1.85
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,193	1.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年2月19日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は、2019年3月1日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月29日付で取締役（社外取締役を除く）8名に対し自己株式17,600株の処分を行いました。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年11月20日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 川 典 男	新象製造廠有限公司 董事長
専務取締役	飯 田 昌 清	
取 締 役	松 本 龍 範	国内営業本部長 営業部長
取 締 役	中 森 利 郎	国内営業本部副本部長 東京支社長
取 締 役	治 京 宏 明	生産開発本部長
取 締 役	宮 越 芳 彦	国際営業本部長 国際部長 ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION Chairman of the Board
取 締 役	真 田 修	管理本部長
取 締 役	造 田 英 治	経営企画部長 新事業開発室長
取 締 役	高 岸 直 樹	税理士 (税理士高岸俊二・直樹事務所) 二松學舎大学国際政治経済学部 准教授
取 締 役	伊 住 弘 美	株式会社ミリエーム 取締役会長 NPO法人「和の学校」理事長
常勤監査役	平 井 義 嗣	
監 査 役	塩 野 香 苗	税理士 (塩野香苗税理士事務所 所長)
監 査 役	宇都宮 一 志	弁護士 (清和法律事務所パートナー弁護士)

- (注) 1. 取締役のうち高岸直樹、伊住弘美の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち塩野香苗、宇都宮一志の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役高岸直樹、伊住弘美の両氏及び監査役塩野香苗、宇都宮一志の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役塩野香苗氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動  
 (1) 取締役造田英治氏は、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。  
 (2) 監査役宇都宮一志氏は、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。  
 (3) 取締役吉田正弘氏は、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
 (4) 監査役榮川和広氏は、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	11名	326百万円
監査役	4名	26百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、当事業年度に係る特定譲渡制限付株式報酬の費用計上額21百万円が含まれております。
2. 上記のうち、社外取締役及び社外監査役に対する報酬等の総額は次のとおりであります。  
社外取締役 2名 10百万円 社外監査役 3名 10百万円
3. 取締役の報酬限度額は、2018年2月19日開催の第73期定時株主総会において年額450百万円と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬として年額80百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年2月19日開催の第73期定時株主総会において年額50百万円と決議いただいております。
5. 上記の取締役の支給人員及び支給額には、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
6. 上記の監査役の支給人員及び支給額には、2019年2月19日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役高岸直樹氏は税理士であり、税理士高岸俊二・直樹事務所に所属しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。また、同氏は二松學舎大学国際政治経済学部准教授であります。当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役伊住弘美氏は株式会社ミリエームの取締役会長であります。同社と当社との間に特別な関係はありません。また、同氏はNPO法人「和の学校」理事長であります。当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役塩野香苗氏は税理士であり、塩野香苗税理士事務所に所属しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役宇都宮一志氏は弁護士であり、清和法律事務所に所属しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 岸 直 樹	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門知識や会社法に精通した大学准教授及び講師としての豊富な経験を活かした発言を行っております。
取 締 役	伊 住 弘 美	当事業年度開催の取締役会14回のうち、13回に出席し、主に経営者としての幅広い経験や女性の視点を活かした発言を行っております。
監 査 役	塩 野 香 苗	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門知識や金融機関での業務経験を活かした発言を行っております。
監 査 役	宇 都 宮 一 志	監査役就任後開催の取締役会10回の全てに出席し、また、監査役就任後開催の監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門知識や企業の法務部門での業務経験を活かした発言を行っております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION、台象股份有限公司、上海象印家用电器有限公司、ZOJIRUSHI SE ASIA CORPORATION LTD.、新象製造廠有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第75期 2019年11月20日現在	(ご参考)第74期 2018年11月20日現在
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>67,731</b>	<b>67,126</b>
現金及び預金	30,441	27,202
受取手形及び売掛金	11,937	13,394
電子記録債権	1,452	1,479
有価証券	0	200
商品及び製品	18,461	18,538
仕掛品	267	235
原材料及び貯蔵品	2,213	2,527
その他	2,964	3,556
貸倒引当金	△6	△6
<b>固定資産</b>	<b>23,775</b>	<b>24,521</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,511</b>	<b>12,808</b>
建物及び構築物	2,802	2,941
機械装置及び運搬具	501	496
工具、器具及び備品	1,749	1,901
土地	7,430	7,432
リース資産	0	—
建設仮勘定	26	38
<b>無形固定資産</b>	<b>1,361</b>	<b>1,855</b>
ソフトウェア	1,224	1,701
その他	136	154
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,902</b>	<b>9,856</b>
投資有価証券	7,351	7,779
繰延税金資産	495	518
退職給付に係る資産	1,735	1,127
その他	328	457
貸倒引当金	△9	△28
<b>資産合計</b>	<b>91,507</b>	<b>91,647</b>

科 目	第75期 2019年11月20日現在	(ご参考)第74期 2018年11月20日現在
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>15,249</b>	<b>16,960</b>
支払手形及び買掛金	7,361	8,159
未払費用	5,380	6,134
未払法人税等	619	678
賞与引当金	1,039	1,073
製品保証引当金	189	204
その他	657	710
<b>固定負債</b>	<b>5,239</b>	<b>4,941</b>
長期借入金	1,500	1,500
繰延税金負債	643	402
退職給付に係る負債	2,753	2,708
その他	341	330
<b>負債合計</b>	<b>20,488</b>	<b>21,901</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>68,545</b>	<b>66,335</b>
資本金	4,022	4,022
資本剰余金	4,200	4,183
利益剰余金	61,288	59,098
自己株式	△966	△969
その他の包括利益累計額	<b>1,804</b>	<b>2,762</b>
その他有価証券評価差額金	2,005	2,269
退職給付に係る調整累計額	△381	△390
為替換算調整勘定	180	883
<b>非支配株主持分</b>	<b>668</b>	<b>648</b>
<b>純資産合計</b>	<b>71,018</b>	<b>69,746</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>91,507</b>	<b>91,647</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第75期 2018年11月21日から 2019年11月20日まで	(ご参考)第74期 2017年11月21日から 2018年11月20日まで
売上高	79,110	84,635
売上原価	52,982	56,367
売上総利益	26,128	28,268
販売費及び一般管理費	20,683	22,014
営業利益	5,444	6,253
営業外収益	932	885
受取利息	93	70
受取配当金	128	123
仕入割引	36	35
持分法による投資利益	204	280
受取口イヤリテイ	50	83
受取賃貸	113	115
増値税の還付金	173	—
その他	132	175
営業外費用	498	532
支払上替	7	9
支為替	431	410
の割差	19	19
その他	40	93
経常利益	5,878	6,606
特別利益	74	0
固定資産売却益	1	0
投資有価証券売却益	0	—
受取保険金	72	—
その他	—	0
特別損失	72	82
固定資産除却損	46	15
投資有価証券売却損	7	—
投資有価証券評価損	17	—
災害による損失	—	67
税金等調整前当期純利益	5,880	6,524
法人税、住民税及び事業税	1,339	1,741
法人税等調整額	372	217
法人税等合計	1,711	1,958
当期純利益	4,168	4,565
非支配株主に帰属する当期純利益	86	130
親会社株主に帰属する当期純利益	4,082	4,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第75期 2019年11月20日現在	(ご参考)第74期 2018年11月20日現在
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>51,158</b>	<b>50,952</b>
現金及び預金	20,281	18,882
受取手形	877	970
売掛金	14,765	15,964
電子記録債権	1,414	1,434
有価証券	—	200
商品及び製品	10,908	10,072
原材料及び貯蔵品	676	911
前渡金	4	3
前払費用	46	94
未収入金	2,169	2,341
その他	14	79
貸倒引当金	△0	△0
<b>固定資産</b>	<b>24,723</b>	<b>25,302</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,231</b>	<b>11,538</b>
建物	2,365	2,511
構築物	62	70
機械及び装置	25	26
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1,652	1,803
土地	7,110	7,110
建設仮勘定	15	14
<b>無形固定資産</b>	<b>1,248</b>	<b>1,744</b>
借地権	4	4
商標権	0	0
意匠権	88	76
ソフトウェア	1,116	1,600
ソフトウェア仮勘定	1	24
施設利用権	0	0
電話加入権	37	37
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,243</b>	<b>12,019</b>
投資有価証券	5,267	5,633
関係会社株	4,706	4,619
出資金	0	0
破産更生債権等	8	31
長期前払費用	53	46
前払年金費用	2,069	1,442
差入保証金	1	126
敷金	110	108
その他	35	40
貸倒引当金	△9	△27
<b>資産合計</b>	<b>75,882</b>	<b>76,255</b>

科目	第75期 2019年11月20日現在	(ご参考)第74期 2018年11月20日現在
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>11,647</b>	<b>13,268</b>
支払手形	178	215
買掛金	5,690	6,496
未払金	42	132
未払費用	4,116	4,766
未払法人税等	459	502
未払消費税等	113	60
賞与引当金	654	684
製品保証引当金	189	204
その他	201	205
<b>固定負債</b>	<b>4,388</b>	<b>4,232</b>
長期借入金	1,500	1,500
繰延税金負債	265	163
退職給付引当金	2,368	2,312
長期預り保証金	182	181
その他	71	75
<b>負債合計</b>	<b>16,035</b>	<b>17,501</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>57,861</b>	<b>56,515</b>
資本金	4,022	4,022
資本剰余金	4,248	4,231
資本準備金	4,069	4,069
その他資本剰余金	179	161
<b>利益剰余金</b>	<b>50,556</b>	<b>49,230</b>
利益準備金	544	544
その他利益剰余金	50,012	48,686
配当準備積立金	220	220
固定資産圧縮積立金	425	438
別途積立金	22,500	22,500
繰越利益剰余金	26,866	25,528
<b>自己株式</b>	<b>△966</b>	<b>△969</b>
評価・換算差額等	1,985	2,238
その他有価証券評価差額金	1,985	2,238
<b>純資産合計</b>	<b>59,847</b>	<b>58,753</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>75,882</b>	<b>76,255</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第75期 2018年11月21日から 2019年11月20日まで	(ご参考)第74期 2017年11月21日から 2018年11月20日まで
売上高	67,926	70,478
売上原価	50,448	52,354
売上総利益	17,478	18,123
販売費及び一般管理費	14,173	14,414
営業利益	3,304	3,709
営業外収益	1,675	2,436
受取利息	15	5
有価証券利息	1	3
受取配当金	1,108	1,761
仕入割引	0	6
受取賃貸料	213	220
受取ロイヤリティ	270	362
為替差益	1	—
雑収入	63	75
営業外費用	569	603
支払利息	6	8
売上割引	429	407
固定資産賃貸費用	123	128
為替差損失	—	26
雑損失	10	31
経常利益	4,411	5,542
特別利益	0	0
固定資産売却益	—	0
投資有価証券売却益	0	—
特別損失	63	13
固定資産除却損	38	13
投資有価証券売却損	7	—
その他	17	—
税引前当期純利益	4,348	5,529
法人税、住民税及び事業税	917	1,163
法人税等調整額	212	160
法人税等合計	1,130	1,323
当期純利益	3,218	4,206

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年1月9日

象印マホービン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、象印マホービン株式会社の2018年11月21日から2019年11月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、象印マホービン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年1月9日

象印マホービン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、象印マホービン株式会社の2018年11月21日から2019年11月20日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2018年11月21日から2019年11月20日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月14日

象印マホービン株式会社 監査役会

常勤監査役 平井 義嗣 ㊟

社外監査役 塩野 香苗 ㊟

社外監査役 宇都宮 一志 ㊟

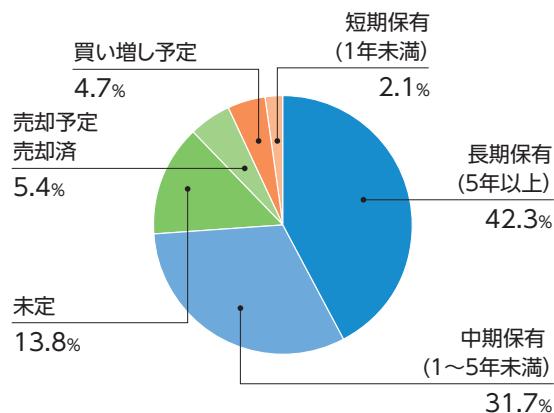
以上

### 株主アンケート結果のご報告

株主様とのコミュニケーションの充実やIR活動のご参考とさせていただくため、昨年に引き続き2019年7月から8月にアンケートを実施させていただきました。その結果927名の株主様からご回答が寄せられました（回答率11.8%）。お忙しい中アンケートにご回答いただき、誠にありがとうございました。アンケート結果について、ほんの一部ではありますがご報告させていただきます。



当社株式の  
今後の保有方針について  
お聞かせください。

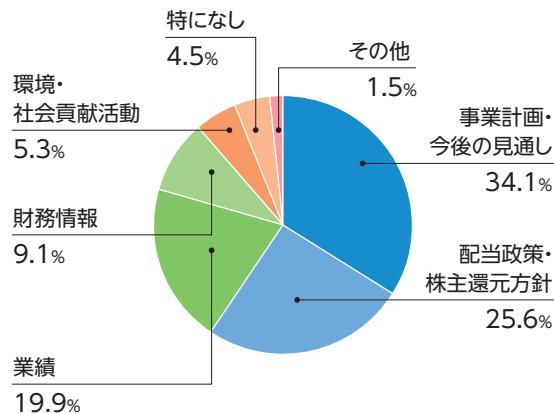


長期の株式保有方針である  
株主様が多い結果となりました。

より多くの株主様に長期保有していただけるよう中期3ヵ年計画『ADAPT』を着実に実行するとともに、CSR活動にも積極的に取り組むことで、象印ブランドの向上を図り、企業価値の向上に努めてまいります。



当社ホームページの株主・投資  
家情報ページでもっと知りたい  
情報を教えてください。



「事業計画・今後の見通し」、  
「配当政策・株主還元方針」が上位となりました。

株主様のお知りになりたい情報の充実やホームページへのアクセス性の向上を図ることで、より使いやすいホームページを目指してまいります。また、63ページに当社ホームページのご紹介を掲載しております。

株主様のアクセスをお待ちしております。

## プラスチックごみ削減への取り組み

当社は、2006年より、繰り返し使用でき、保温・保冷のできるステンレスボトルを通してサステナブルな生活を呼びかける「マイボトルキャンペーン」を展開してきました。2019年11月期において当社は、CSR活動の一環として、プラスチックごみ削減を目指す取り組みを行いました。

### ◆2019年6月11日に「大阪府と象印マホービン株式会社との連携に関する協定書」を締結



大阪府との協定書締結後の様子

プラスチックごみ削減や省エネ、猛暑対策など環境関連分野の社会課題の解決と「マイボトルユーザーにやさしい街おおさか」の実現に向けてマイボトルの利用を府民に促すなど、大阪府とともにさまざまなイベントで普及や啓発活動を行っています。

また、2019年12月には、京都府、滋賀県及び関西広域連合とも同様の協定を締結しました。

### ◆G20大阪サミットに当社のステンレスボトルを提供

2019年6月28日・29日に開催されたG20大阪サミットにおいて、当社のステンレスマグ5,500本を来場された国内外のメディアや関係者に配布いたしました。サミット期間中、リユース（再利用）可能な容器であるステンレスボトルの使用を推進することで、プラスチックごみの削減ができることをアピールしました。



配布したステンレスマグ(SM-TA36)

### ◆社内における「ペットボトルゼロ」を完了

2019年7月1日より社内において会議・自席でのペットボトルの使用禁止を開始し、マイボトルなどリユースできる容器を使いやすいよう社内環境を整備し、2019年末に社内における「ペットボトルゼロ」を完了しました。今後はグループ会社にも順次展開していき、グループ全体で取り組んでまいります。

当社は今後も、プラスチックごみの削減に取り組むことにより、地球環境の保護・改善に貢献してまいります。

## 株主優待制度のご案内

### ■ 株主優待内容

当社商品の優待価格および優待特別割引による販売

※優待特別割引については、右の表をご確認ください。

### ■ 株主優待対象基準

11月20日現在の当社株主名簿に記載または記録された単元株(100株)以上の株式を保有されている株主様

### ■ 株主優待のご利用方法

年1回、毎年2月に対象株主様へ優待販売のご案内および申込はがきを送付いたします。優待販売のご案内をご覧いただき、ご希望の商品をお申ください。

### ■ 優待特別割引

ご所有株式数	優待特別割引額
100株以上 500株未満	ご購入金額合計より 1,000円割引
500株以上 1,000株未満	ご購入金額合計より 2,000円割引
1,000株以上	ご購入金額合計より 4,000円割引

※優待販売のご案内および申込はがきは配当関連書類とは別にご送付させていただいております。

### ■ ホームページのご紹介

当社ホームページの「株主・投資家情報ページ」では、決算情報や配当情報、IRスケジュールなどの詳しいIR情報をご覧いただけます。ぜひ一度アクセスしていただき、ご覧ください。

<https://www.zojirushi.co.jp/corp/ir/>

象印 株主 検索



### 株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

#### ■ マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

##### ● 証券口座にて株式を管理されている株主様

お取引の証券会社等までお問い合わせください。

##### ● 証券会社とのお取引がない株主様

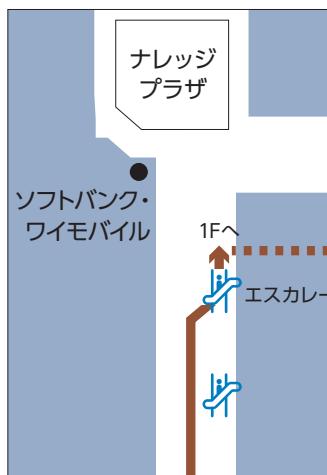
三菱UFJ信託銀行株式会社  
大阪証券代行部までお問い合わせください。  
TEL 0120-094-777 (通話料無料)



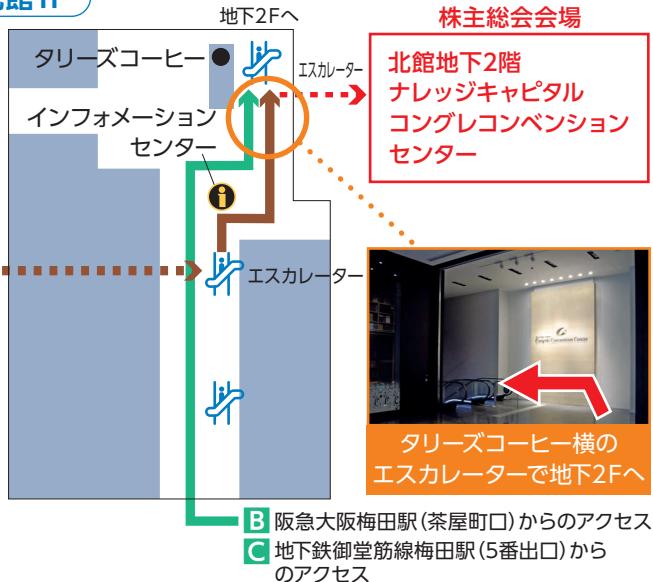


# 館内ご案内図

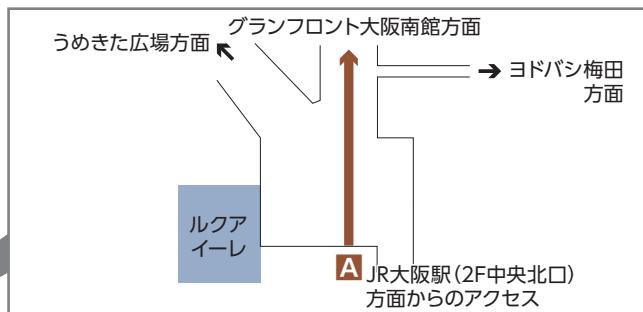
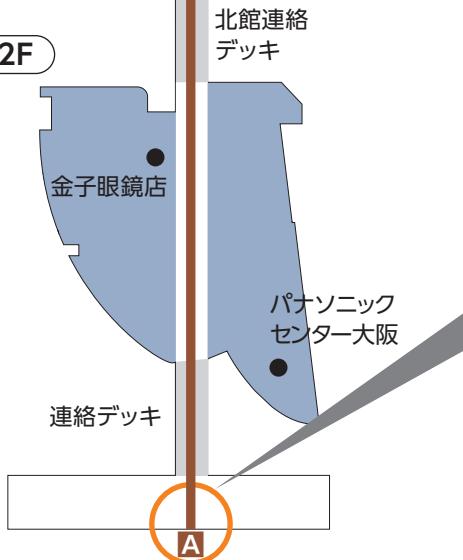
## 北館2F



## 北館1F



## 南館2F



**JR「大阪駅」(2F中央北口)より連絡デッキを通り  
グランフロント大阪南館2Fへ。  
その後、南館2Fを直進して、北館連絡デッキを通り北館  
へお進みください。**

- 株主総会会場は、グランフロント大阪北館にご座います。
- 駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場のご案内

大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪

ナレッジキャピタル

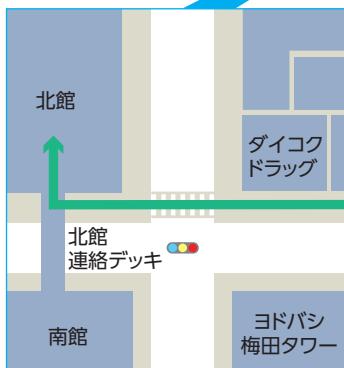
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)



## グランフロント大阪 (GRAND FRONT OSAKA)



グランフロント大阪内の  
ルートは66ページを  
ご覧ください



**A** JR「大阪駅」2F中央北口  
徒歩約5分

**B** 阪急「大阪梅田駅」茶屋町口  
徒歩約8分

**C** 地下鉄御堂筋線「梅田駅」5番出口  
徒歩約8分

※北改札より左前方へお進みいただき、エスカレーター  
(エレベーター)を経由して1階の出口へお進みください。

阪神「大阪梅田駅」、地下鉄谷町線「東梅田駅」、地下鉄四つ橋線「西梅田駅」ともに地下道経由でJR大阪駅中央口(改札)方面へ。  
その後、案内に従って2F中央北口方面へお進みください。